

平成30年5月教育委員会定例会議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成30年5月10日（木）
開会：午前10時 閉会：午前11時
- 2 開催場所 第2委員会室
- 3 会議次第
 - 4月定例会、臨時会議事録承認
 - 教育長職務代理者報告
 - 議案第38号 大津市教育委員会所属職員の任免に関する臨時代理について
 - 議案第39号 教科用図書採択に係る基本方針の決定について
 - 議案第40号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第41号 大津市教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命について（非公開）
- 4 出席委員
日渡委員（教育長職務代理者）、前田委員、壽委員、八田委員
- 5 事務局出席者
船見教育次長、西村政策監、丹羽教育監、飯田教育総務課長、山崎同課指導主事、木澤教職員室長、脇学校教育課長、小林児童生徒支援課長、本郷学校給食課長、増田中学校給食準備室長、押栗生涯学習課長、山口文化財保護課長
- 6 会議を傍聴した者
(1) 一般傍聴者 0人 (2) 市政記者等の傍聴者 0人
- 7 議事の経過 別紙のとおり

(議事の経過)

開会 教育長職務代理者が5月定例会の開会を宣言
市民憲章斉唱

議題の非公開 議案第41号について、非公開とすることを可決

4月定例会、臨時会議事録承認 承認

教育長の職務代理に関する報告

○議案第38号 大津市教育委員会所属職員の任免に関する臨時代理について

【説明】

○飯田教育総務課長 議案第38号大津市教育委員会所属職員の任免に関する、教育長職務代理者による臨時代理について承認を求めるものである。平成30年4月1日付けの公民館長の人事異動に伴い、教育委員会所属職員を任免したものである。

【質疑】 なし

【採決】 承認

○議案第39号 教科用図書採択に係る基本方針の決定について

【説明】

○脇学校教育課長 議案第39号教科用図書採択に係る基本方針の決定について、教育委員会の議決を求めるものである。基本方針として採択の視点を以下のとおり5つ設定した。

- 1 学習指導要領の各教科の目標を踏まえ、基礎的な知識及び技能の習得、および思考力、判断力、表現力を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養うことに適したものであること。
- 2 本市の教育振興基本計画の趣旨を踏まえた教育活動の展開に適したものであること。
- 3 基本的人権を尊重し、生命の尊さを大切にするとともに、豊かな人間関係と社会性を育むことに適したものであること。
- 4 内容の配列や分量が適切で、文章表現や資料の取扱い、色彩等がすべての児童生徒にとって見やすく整理、工夫されていること。
- 5 教科用図書採択にかかる文部科学省、県教育委員会の通知内容に即したものであること。

平成30年度は、小学校の特別の教科「道徳」を除く教科用図書、中学校の特別の教科「道徳」の教科用図書、小中学校特別支援学級で使用される一般図書について採択を行う。このうち、小学校における特別の教科「道徳」を除く各教科用図書については、文部科学省の通知により、平成29年度検定において新たな図書申請がなかったことから、現在発行されている教科用図書から採択することとなる。採択にあたっては、綿密な調査研究を行うが、その際には、平成26年度の調査研究を生かしつつ、市内各小学校の教科用図書研究部会や、PTA連合会からの保護者の意見も併せて、教科用図書選定審議会へ諮問する。

【質疑】

○日渡教育長職務代理者 基本方針について昨年度から変更された点はあるか。

○脇学校教育課長 昨年度と同じである。

○日渡教育長職務代理者 調査研究のフローについて改めて説明願いたい。

○脇学校教育課長 調査研究員を各学校等から募った上で任命し、中学校の特別の教科「道

徳」を中心に調査研究をしてもらい、その結果を教科用図書選定審議会へ諮問する。

○壽委員 採択のスケジュールについても教えてもらいたい。

○西本教育総務課主事 昨年度のスケジュールでは、選定審議会が5月末～7月末において行われ、8月初の教育委員会会議において採択がされる。調査研究員の報告は、7月初に行われる第2回目の選定審議会までに選定審議会の手に移るようになっている。

○脇学校教育課長 今年度も大筋では同じようなスケジュールである。

○八田委員 基本方針における視点の5点は、採択に係る観点とは違うものか。

○脇学校教育課長 採択や調査研究に係る観点は、方針における5つの視点を取りまとめて整理し直しているものであり、1対1で対応しているものではない。

【採 決】 可決

○議案第40号 大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について

【説 明】

○脇学校教育課長 議案第40号大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則の制定について、教育委員会の議決を求めるものである。

新たに、小野小学校、晴嵐小学校について、学校運営協議会を設置するものである。

【質 疑】

○日渡教育長職務代理者 年度途中からのスタートとなるのか。

○脇学校教育課長 そのとおりである。

○日渡教育長職務代理者 学校運営協議会委員の委嘱については議決事項ではないので、規則の改正だけであれば年度当初に議案を纏めて提出しても良かったのではないかと。

○西本教育総務課主事 学校運営協議会の設置にあたっては、学校運営協議会委員を決めた上で規則改正をすべきであるというのが市の法規係の見解であり、両校については年度当初に委員を決定できていなかったため、このタイミングとなったものである。

○八田委員 規則上で葛川小・中学校学校運営協議会に「・」が加えられているが、学校運営協議会としては1つであっても、学校としては小中一貫校ではないことを理由とした改正か。

○脇学校教育課長 そのとおりである。小学校と中学校は別々の学校であるため、「・」を加えたものである。

【採 決】 可決

○議案第41号 大津市教科用図書選定審議会委員の委嘱及び任命について（非公開）

（非公開）

閉会 日渡教育長職務代理者が5月定例会の閉会を宣言